

## 令和 2 年度富山県原子力防災訓練 実施要領（案）

## 1 目的

県や氷見市等が策定した地域防災計画や避難計画等に基づき、原子力防災訓練を実施し、原子力災害に関する防災業務関係者の防災技能の向上と住民の防災意識の高揚を図るとともに、原子力災害の対応体制を検証する。

## 2 実施時期

令和 2 年 1 1 月 2 2 日（日） 7:30～12:00 頃

## 3 防災訓練の対象となる事業所

北陸電力(株)志賀原子力発電所

## 4 実施場所

富山県庁、富山県広域消防防災センター（1 階第 1 会議室、2 階講堂・大教室）、氷見市役所、氷見運動公園及び B & G 海洋センター、氷見市立上庄小学校、石川県志賀オフサイトセンター、北陸電力(株)志賀原子力発電所 等

## 5 訓練参加数

今後調整

## 6 訓練参加機関（予定）

国及び石川県の関係機関、富山県、富山県警察、氷見市消防、県内その他消防本部等 7 機関、県西部消防指令センター、氷見市、14 市町村、（公社）富山県医師会、（公社）富山県薬剤師会、（公社）富山県診療放射線技師会、特別養護老人ホームつまま園、北陸電力(株)、NHK 富山放送局、北日本放送(株)、富山テレビ(株)、(株)チューリップテレビ、富山エフエム放送(株)、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、富山県防災士会

## 7 訓練想定

石川県志賀町で震度 6 強の地震が発生し、志賀原子力発電所 2 号機において、原子炉が自動停止するとともに外部電源を喪失。その後、非常用の炉心冷却装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

《事態進展》

	事態進展	住民への指示
8:30 頃	石川県志賀町で震度 6 強の地震発生【警戒事態】	—
9:30 頃	高圧系注水機能喪失【施設敷地緊急事態】	【屋内退避の準備】
10:30 頃	原子炉冷却機能喪失【全面緊急事態】	【屋内退避の指示】
(48 時間時程がスキップし、放射性物質が放出、沈着)		
11:30 頃	一時移転の基準に該当する区域の特定	【一時移転の指示】

## 8 訓練外部評価の実施

図上訓練について、原子力防災に関する最新の知見を有する者による訓練評価を実施し、原子力防災体制や避難計画の充実・強化に役立てる。

## 9 訓練記録映像の作成

訓練記録映像を作成し、原子力防災対策の周知や原子力防災体制の検討等に活用する。

## 10 訓練の中止

県内等に災害が発生し、又は県内に警報が発表されるなどのおそれがある場合で、これらの対策を要するときは、訓練を中止する。

- ・県内において震度5弱以上の地震が発生、又は富山県内の広範囲において大雨警報、洪水警報、暴風警報、高潮警報及び津波警報並びに特別警報が発表され、災害対策が必要と見込まれる場合
- ・国内において大規模災害が発生し、県等の関係機関に応援要請の可能性が考えられる場合
- ・その他、中止することが必要であると判断される事象が生じた場合  
(県内においてJアラートが配信された場合など)

## 11 主な訓練内容

以下のそれぞれの訓練について、訓練参加者のマスク着用や手指の消毒、3つの密を避けるなどの感染症拡大防止対策を行いながら実施する。

### 《本部運営等の図上訓練》 ※石川県と合同で実施

#### (1) 富山県現地災害対策本部及び志賀<sup>しか</sup>オフサイトセンターの運営訓練

(志賀<sup>しか</sup>オフサイトセンター)

- ・石川県の志賀オフサイトセンターへの職員派遣による富山県現地災害対策本部の運営
- ・同センターに設置される合同対策協議会等への参画による国の各機能班員としての活動を通じた志賀オフサイトセンターの運営

#### (2) 緊急時通信連絡訓練 (志賀<sup>しか</sup>オフサイトセンター、富山県庁)

- ・北陸電力からの通報や国の避難指示等を氷見市や県内全市町村・消防本部等に伝達

#### ㊤ (3) 原子力災害対策本部等の設置運営訓練 (富山県広域消防防災センター、氷見市役所)

- ・県災害対策本部員会議、市災害対策本部員会議の開催やTV会議システム等を通じた国等との情報共有 (広域消防防災センターでの実施は初)
- ・訓練コントローラーからの実災害時を想定した状況付与による実践的な訓練を実施

### 《その他、原子力防災対策の手順確認等》 ※関係機関と連携し独自に実施

#### (4) 緊急時モニタリング訓練 (氷見市内、環境科学センター)

- ・モニタリングポストやモニタリングカー等による空間放射線量率の測定

(5) 住民等に対する広報手順確認（氷見市内）

- ・防災行政無線や広報車、防災ラジオ等による情報伝達の確認

⑧ (6) 氷見市UPZ全域を対象とした住民の屋内退避訓練

- ・従来はUPZ内一部地区のみを対象としていたものを、UPZ内全域を対象に実施  
※ この訓練に向けて県が新たに作成した屋内退避の実施方法をわかりやすく説明するビデオ映像をご覧いただき各家庭内で実施いただくよう、県・市による広報物やケーブルテレビでの放映などにより、広く参加を呼びかける。
- ・放射線防護対策設備を有する社会福祉施設における屋内退避の実施（(特養)つまま園）

⑨ (7) 感染症拡大防止対策を踏まえたバス避難に関する手順確認（氷見市立上庄小学校等）

- ・内閣府「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を踏まえた一時集合場所での受付方法等の確認
- ・ガイドラインを踏まえた避難バスにおける感染症対策の確認

(8) 交通誘導・警戒警備手順確認（氷見市立上庄小学校等）

- ・一時集合場所からの避難バスの警察車両による交通誘導の確認
- ・避難退域時検査場所等から県災害対策本部への映像伝送の確認

⑨ (9) ドライブスルー方式による安定ヨウ素剤緊急配布の手順確認（氷見運動公園）

- ・ガイドラインを踏まえドライブスルー方式による安定ヨウ素剤の緊急配布手順を確認

⑧ (10) 氷見運動公園での避難退域時検査運用方法の確認（氷見運動公園）

- ・国の原子力災害時避難円滑化モデル実証事業の採択を受けた氷見運動公園における避難退域時検査運用方法を確認
- ・避難車両の放射線量を測定する車両検査では、バス等大型車両と自家用車の検査会場を分け、それぞれのレイアウト及び手順を確認
- ・車両検査の結果基準値を超える避難者の体の表面の放射線量を測定する住民検査では、ガイドラインを踏まえ屋外でのテント運営によるレイアウト及び手順を確認

⑨ (11) 感染症流行下における避難所の設置・運営方法の確認

（氷見運動公園内B & G海洋センター）

- ・氷見市住民避難計画における住民の基本避難先市（射水市、高岡市、砺波市、南砺市、小矢部市）及び避難元の氷見市の各防災担当職員等により、ガイドラインを踏まえた感染症流行下における避難所の設置・運営方法を確認  
※ B & G海洋センターを広域避難先の避難所と見立てて実施するもの。

(12) 原子力災害医療に関する手順確認（氷見運動公園等）

- ・避難退域時検査会場からの救急搬送や、原子力災害医療派遣チームの出動などの手順を確認

# 今後取り組むべき課題

令和2年11月10日  
内閣府(原子力防災担当)

重点課題に加え、下記の課題についても可能な限り同時並行で検討を進める。

- 病院患者及び社会福祉施設入所者の避難先のマッチング(UPZ)
- 基本経路及び代替経路の設定
- 円滑な交通体制整備
- 学校の避難要領整備
- 受入れ市町の体制整備(マニュアル作成等)
- 物資供給体制の整備(集積拠点等)
- 除雪体制の確立
- 安定ヨウ素剤の事前配布準備(PAZ)

# 病院患者及び社会福祉施設入所者の避難先のマッチング (UPZ)

## UPZ内の該当施設数

- 石川県

病 院 : 19施設(病床数約2100人)

社会福祉施設: 147施設(入所定員約4500人)

- 富山県

病 院 : な し

社会福祉施設: 7施設(入所定員約430人)

- 発災時、これらの施設を含む地区がOILに指定された場合は、UPZ外の病院及び社会福祉施設に一時移転することとなる。
- 円滑な避難先の確保のため、**平素から**UPZ内（避難元）の病院、社会福祉施設とUPZ外の同施設とのマッチングを行っておく必要がある。
- マッチングについては1施設につき数か所の候補地を設定しておくことが望ましい。

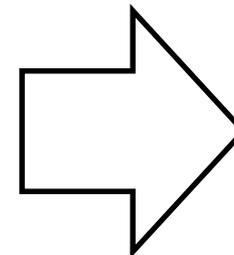
- 福井県では、UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設(45施設2,108人)について、**施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。**
- 何らかの事情で、**あらかじめ選定**した避難先施設が使用できない場合には、福井県原子力災害対策本部が受入先を調整。

## < UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		7	833
社会福祉施設	介護保険施設等	24	1,046
	障害福祉サービス事業所等	14	229
	小計	38	1,275
合計		45	2,108

## < UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
10	833
70	1,046
15	229
85	1,275
95	2,108



施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保

# 基本経路及び代替経路の設定

緊急時対応を策定している地域では地区毎に**基本となる単一の避難経路及び代替経路をあらかじめ設定しているところが多い。**

## 設定のメリット

- ・ 地域毎に分散して基本経路を設定することで避難を円滑化
- ・ 住民が平素から経路を覚えられる
- ・ 代替経路設定により自然災害等のため基本経路が使えない場合も円滑に他経路で避難できる。

志賀地域においても設定を検討すべきではないか。